○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（人体頭部における比吸収率の許容値） 第十四条の二　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同じ。）の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。 一・二　（略） 2　（略）	（人体頭部における比吸収率の許容値） 第十四条の二　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うものをいう。以下同じ。）の陸上移動局及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。 一・二　（略） 2　（略）

第二節・第三節　（略）

第三章　受信設備

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2～27　（略）

28　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＧＳＰＳ型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第二十五条～第四十九条の二十三　（略）

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＣ型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一～四（略）

2～7（略）

8　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＧＳＰＳ型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

イ　変調方式は、ＧＭＳＫ方式であること。

ロ　送信速度は、次のいずれかの値であること。

第二節・第三節　（略）

第三章　受信設備

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2～27　（略）

第二十五条～第四十九条の二十三　（略）

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＣ型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一～四　（略）

2～7　（略）

毎秒一六、九〇〇ビット、毎秒六七、七〇八ビット

二　受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）二四デシベル以上であること。

三　空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

（略）

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表　（略）

注１～31　（略）

32　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5)　（略）

(6)　インマルサットＧＳＰＳ型の無線設備　0.1(10^{-6})

33～52　（略）

別表第二号（第６条関係）

第１～第４　（略）

第５　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定

（略）

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表　（略）

注１～31　（略）

32　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(5)　（略）

33～52　（略）

別表第二号（第６条関係）

第１～第４　（略）

第５　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定

<table>
<tr>
<td>
をする場合には、電波の型式に冠して表示する。
１～７　（略）
８　インマルサットＧＳＰＳ型の無線設備
(1)　変調信号の送信速度が毎秒 16,900 ビットのもの　19 kHz
(2)　変調信号の送信速度が毎秒 67,708 ビットのもの　63 kHz
第６～61　（略）
別表第三号（第７条関係）
１～35　（略）
36　インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
(1) ～(6)　（略）
(7)　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＧＳＰＳ型の送信設備
ア　不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>周波数帯</th><th>不要発射の強度の許容値</th></tr>
<tr><td>９kHz 以上 50MHz 未満</td><td>任意の 10kHz 幅において（－）64dBW</td></tr>
<tr><td>50MHz 以上 500MHz 未満</td><td>任意の 100kHz 幅において（－）64dBW</td></tr>
</table>
</td>
<td>
をする場合には、電波の型式に冠して表示する。
１～７　（略）
第６～61　（略）
別表第三号（第７条関係）
１～35　（略）
36　インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
(1) ～(6)　（略）
</td>
</tr>
</table>

500MHz 以上 1,000MHz 未満	任意の３MHz 幅において（－）64dBW
1000MHz 以上 1,596.5MHz 未満	任意の３MHz 幅において（－）58dBW
1,596.5MHz 以上 1,606.5MHz 未満	任意の１MHz 幅において（－）58dBW
1,606.5MHz 以上 1,616.5MHz 未満	任意の 300kHz 幅において（－）58dBW
1,616.5MHz 以上 1,621.5MHz 未満	任意の 100kHz 幅において（－）58dBW
1,621.5MHz 以上 1,624.5MHz 未満	任意の 30kHz 幅において（－）58dBW
1,624.5MHz 以上 1,626.5MHz 未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が 450kHz 未満の場合は任意の 7.5kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が 450kHz 以上の場合は任意の 25kHz 幅において(－)58dBW
1,626.5MHz 以上 1,660.5MHz 未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が 450kHz 未満の場合は任意の 7.5kHz 幅において、搬送波の基本周波数からの離

	調周波数が450kHz以上の場合は任意の25kHz幅において(－)54dBW
1,660.5MHz以上1,662.5MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHz未満の場合は任意の7.5kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が450kHz以上の場合は任意の25kHz幅において(－)58dBW
1,662.5MHz以上1,665.5MHz未満	任意の30kHz幅において（－）58dBW
1,665.5MHz以上1,670.5MHz未満	任意の100kHz幅において（－）58dBW
1,670.5MHz以上1,680.5MHz未満	任意の300kHz幅において（－）58dBW
1,680.5MHz以上1,690.5MHz未満	任意の１MHz幅において（－）58dBW
1,690.5MHz以上12.75GHz未満	任意の３MHz幅において（－）58dBW

イ　高調波発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(－)38dBW以下である値とする。

37～54　（略）

37～54　（略）